

生徒指導規程

三原市立大和小学校

第1章 総則

(ねらい)

本校の教育目標の達成と児童が充実した学校生活を送れるよう、教職員が共通理解のもとに指導を行います。

(生徒指導の充実)

全教職員が、生徒指導の三原則を生かした指導を充実させ、問題行動を未然に防止できるような積極的な生徒指導を行います。

- (1) 自己肯定感の育成
- (2) 自己決定の場の設定
- (3) 共感的人間関係の育成

第2章 学校生活に関すること

(登校下校)

- 8時10分までに全員の遅刻・欠席を把握します。学校、放課後児童クラブなど必要などころへの連絡をお願いします。連絡がない場合は、家庭に連絡をとり状況を把握します。欠席が3日以上続く児童がいる場合は、家庭訪問をします。
- バスの利用については、大和小学校1日のきまり(別紙)に従い指導します。マナーを守れない場合は保護者と連携をとります。
- 決められた通学路を通ります。

(校内生活)

- 登校より下校までは、許可なく校外に出ません。
- 公共物は大切に扱い、もし紛失・破損した時、また、これらのことを見つけた時は速やかに教職員に届けます。
- 友人間でお金の貸し借りや、物品売買・交換はしません。

(服装)

- 服装は入学前に保護者に説明し、大和小学校基準服に基づいたものとします。
- 華美な服装等が指導しても続く場合は、保護者に連絡し協力をお願いします。

(頭髪)

- 髪型は小学生らしい髪型にします。特異な髪型【パーマ・脱色・染色・リーゼント・剃りこみ・その他加工した髪型】は禁止します。
- 前髪は目にかからない程度に切るか、まとめてピンで留めておきます。
- 髪の長さはわきの下あたりのまでの長さとし、肩をすぎたら結びます。
- ゴムは飾りのないものを使用し、色は紺・黒・茶とします。
- ピンを使用するときは、飾りのないものを使用し、色は紺・黒・銀とします。
その他の装飾品は使用しません。

(持ち物)

- 学校には、学校生活に必要な物以外は持参しません。不用品を持ってきた場合には、学校で預かり下校時に返却します。
- 不用品の持参が続く場合には、保護者とともに学校に来てもらい指導します。
- 多くの児童が不用品を持ち込んだ場合、または危険物を持ち込んだ場合には、持ち物検査を行います。
- 持ち物には、すべて名前をはっきり書きます。

- 水筒の中身はお茶か水とします。
- カバン等に付属品はつけません。防犯ブザーをつけておきます。
- 学校に携帯電話を持ってきた場合は預かり、保護者に来ていただいた上で返します。
- 学校に携帯電話を2回持ってきた場合は、保護者に解約を促します。

第3章 校外での生活に関すること

(自転車)

- 自転車は3年生以上から路上で乗ることができます。
- 自転車に乗るときはヘルメットを被ります。

(その他)

- 外出の際は、必ず行き先を保護者に報告します。
- 保護者に虐待やネグレクトが疑われる場合は、学校から関係諸機関に知らせます。
- 早寝・早起き等、規則正しい生活を送ります。

第4章 特別な指導に関すること

(授業妨害)

- 教室を勝手に出た場合、著しい妨害、指導に従わない場合には、他の教職員（職員室）に連絡し、複数（担任、生徒指導担当、養護教諭、教頭等）で対応します。
- 状況により別室で指導します。
- 必要に応じて保護者に連絡するとともに、その後の児童の様子を伝え連携をはかります。
- 毅然とした態度で指導します。（暴言・暴力は許さない）

(児童間トラブル)

- 状況を把握します。可能な限り複数で事情を聞きます。
- 保護者に連絡し、協力して指導にあたります。
- トラブル解決のために児童を残して指導する場合があります。その際は児童のお迎えをお願いします。

(法令・法規に違反する行為)

- 次の問題を起こした児童で、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行います。
 - ① 飲酒・喫煙
 - ② 暴力・威圧・強要行為
 - ③ 建造物・器物破損
 - ④ 窃盗・万引き
 - ⑤ 性に関すること
 - ⑥ 薬物等乱用
 - ⑦ 交通違反
 - ⑧ 刃物等所持
 - ⑨ その他法令・法規に違反する行為

- 個別指導（自分が行ったことについて、何が悪かったのか、今後どうしていくのか口頭もしくは文書で振り返らせる）を行い保護者に連絡します。
- 必要に応じ関係諸機関（市教委・警察・児童相談所など）と連携をとります。

令和4年4月1日施行

令和8年3月24日一部改正